

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、四国内の各発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け長期停止に陥り、石油等の燃料についても基幹道路等の被災により輸送できず、情報通信が長期間麻痺する
- ・ テレビ・ラジオ局の損壊とともに、長期にわたり電力供給が停止し、津波浸水のため機器が使用不能となり、県民に重要な情報が届かない

推進方針(概要)

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により重要な情報が届かない事態

- 関係機関間の情報通信確保対策の推進
 - ・ 総合情報通信ネットワークの多重化やIP化及び端末局等の発電機運転時間の長時間化、浸水対策を推進
 - ・ 災害救助に係る情報通信システム基盤の耐災害性向上
 - ・ 漁業無線による情報通信体制の強化を推進
- 放送設備の電力確保対策の促進
 - ・ 非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄の促進
- 放送継続が可能となる体制の整備
 - ・ 可搬型移動無線基地局車や移動電源車の配備及び復旧資機材の確保を促進
 - ・ BCPや災害対応マニュアルの策定、関係機関と連携した訓練の実施
- 情報通信体制の整備
 - ・ ソーラー型充電器、発動発電機、衛星携帯電話等の整備を促進



5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、製造業等の工場施設が被害を受け、生産ラインがストップするとともに、主要幹線道路の寸断により部品調達ができなくなり、県内企業の生産力が低下する
- ・ 発電所の長期停止や燃料の供給停止、重要な産業施設の損壊等により、社会経済活動が長期に停止する
- ・ 金融機関の建物倒壊や停電により、金融サービス機能が停止し、住民生活や経済活動に大きな支障をきたす
- ・ 沿岸部に大津波が襲来し、漁村地域が被害を受け水産物の供給が停止し、農業水利施設の被害や塩害により、農業生産が困難となる。また、緊急輸送道路等の被災により、県内外からの食料の供給が停滞する

推進方針(概要)

5-1) サプライチェーンの寸断による企業の生産力低下

5-2) 社会経済活動等に必要なエネルギー供給の停止

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊等

5-4) 金融サービスの機能停止

- BCPやBCMの取組等を促進
 - ・ 県内企業のBCP策定の取組を促進
 - ・ 情報共有、データ・重要文書の保全対策の促進
- ライフライン事業者等との連携強化
 - ・ ライフライン事業者と連携した総合防災訓練や石油コンビナート総合防災訓練等の実施
- 金融機関のBCP策定、店舗の耐震化等の促進
 - ・ BCP策定、店舗の耐震化等を促進
 - ・ システムや通信手段の多重化の確保対策を促進
- 各ライフライン事業者における対策
 - ・ 電力会社による発電、送電設備等の耐震化及び津波対策の推進
 - ・ ガス事業者におけるガス工作物等の耐震化等の促進
 - ・ 中核SSの維持・機能強化を促進



BCP認定証交付式

5-5) 食料等の安定供給の停滞

- ミッシングリンクの早期解消
 - ・ 四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備促進
- 沿岸部の津波被害の軽減
 - ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進
- 農林水産業生産基盤等の災害対応力強化
 - ・ 漁港施設、基幹的農業水利施設等の整備を推進
- 農業版BCPの実地訓練等による実効性の向上
- BCPの策定・見直しの促進
 - ・ 農業協同組合など関係団体が進めるBCPの策定、見直しを促進



4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

<要点>

総合情報通信ネットワークシステムの多重化等により、情報通信システム基盤等の耐災害性の向上等を図り、情報通信が麻痺や長期停止することがないように対策を講じ、また、放送設備の非常用電源設備の津波浸水対策等に努めテレビ・ラジオ放送の中断等を防ぐ。

関係機関間の情報通信確保対策の推進

- 総合情報通信ネットワークシステム（県防災行政無線）の再整備を進め、地上系無線と衛星系の組み合わせによる「多重化」や全庁LANを無線により補完する「IP化」などにより、県、市町村、国、防災関係機関等との間の通信を確保し、また、端末局等の発電機運転時間の長時間化や浸水対策を推進する。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察、消防、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る。
また、漁業無線による情報通信体制の強化を推進する。

情報通信事業者や放送事業者等との連携強化

- 定期的に徳島県危機管理総合調整会議を開催し、情報通信事業者や放送事業者をはじめとする県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、総合防災訓練や図上訓練を実施することで実効力を高める。

- ・ 徳島県危機管理総合調整会議の開催 毎年度開催
- ・ 総合防災訓練、図上訓練の実施 毎年度実施



放送設備の電力確保対策の促進

- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄に努める。

放送継続が可能となる体制の整備

- 可搬型移動無線基地局車や移動電源車の配備及び復旧資機材の確保に努め、BCPや災害対応マニュアルを策定し、関係機関と連携した訓練等により、大規模災害時においても、テレビ・ラジオ放送が中断することがないように、対策を講じておく。

情報通信体制の整備

- 長期の停電や通信の途絶に備え、地域等におけるソーラー型充電器、発動発電機、衛星携帯電話等の整備を促進する。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

- 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
- 5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
- 5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
- 5-4) 金融サービス等の機能停止により住民生活や商取引に甚大な影響が発生する事態

<要点>

県内企業のBCP策定の取組を促進する。各ライフライン事業者におけるエネルギー供給停止対策の促進を図り、各金融機関は、住民や企業への金融取引が停止しないよう店舗の耐震化等対策を促進する。また、物流ルートの耐災害性を高める。

BCPの取組等を促進

- 県内大学や商工団体等と連携した講習会の開催や認証制度の実施を通じ、県内企業における事業継続計画（BCP）の策定を促進する。また、サプライチェーンを構成する企業間においての取組も促進を図る。



BCP認定証交付式

・BCP認定企業数（再掲） 0企業（H25）→ 15企業（H30）

- 企業のBCP策定を支援し、「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る。

ライフライン事業者等との連携強化

- 大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、定期的に徳島県危機管理総合調整会議を開催し、県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、国、県、市町村は、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的実施する。

- ・徳島県危機管理総合調整会議の開催（再掲） 毎年度開催
- ・ライフライン事業者参加の総合防災訓練の実施 毎年度実施



- ライフライン事業者は、防災業務計画や業務継続計画の見直しを適宜進めるとともに、できるかぎり、より広域的な災害時対応訓練を実施する。
- 石油コンビナート等特別防災区域及びその周辺海域において、石油コンビナート等総合防災訓練を定期的実施し、訓練参加機関相互の有機かつ効果的な協力体制を確立し、災害応急対策活動の迅速・円滑化を図る。さらに、コンビナートや重要な産業施設の各管理者は、警察、消防等防災関係機関と連携し、さらなる応急対処能力の向上等を図るため、定期的に、また、より実践的な訓練を実施する。

- 石油商業組合と情報交換等、連携を密にし、発災時の緊急通行車両等への燃料供給が円滑に行われるよう、体制を整備する。

物流施設・ルートの耐災害性の向上

- 海上交通管制の一元管理、航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等、物流施設・ルートの耐災害性を高める取組を推進する。

- ・ 四国横断自動車道（徳島ＪＣＴ～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部道路）の整備（再掲：省略）
- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率（再掲） 78%（H25）→ 86%（H30）
うち緊急輸送道路 94%（H25）→ 99%（H30）
- ・ 海上輸送拠点港（港湾）に必要な耐震強化岸壁（５バース）の整備（再掲）
4バース（H25）→ 5バース（H26）
- ・ 徳島小松島港沖洲（外）地区複合一貫輸送ターミナルの整備（再掲）
工事施工中（H25）→ 供用（H27）
- ・ 徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備（再掲）
調査設計中（H26）→ 完成（H29）
- ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進（全59箇所）（再掲）
8箇所（H25）→ 21箇所（H30）
- ・ 撫養港海岸の地震・津波対策の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 完成（H28）
- ・ 旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進（再掲）
工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・ 水門・樋門等の自動化・閉鎖率（再掲） 38%（H25）→ 46%（H30）
- ・ 林野4海岸の施設の点検・機能強化と防潮林の整備（再掲） 毎年度実施
- ・ 重点整備河川の整備率（再掲） 68%（H25）→ 78%（H30）
- ・ 吉野川・旧吉野川・那賀川の洪水対策の促進（再掲：省略）
- ・ 長安口ダムの改造の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 完成（H30）
- ・ 祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の促進（善徳地すべり防止区域）（再掲）
工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・ 吉野川水系直轄砂防事業の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・ 祖谷川地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→ 工事促進中（H30）
- ・ 穴吹地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→ 完成（H27）
- ・ 阿津江地区の直轄地すべり防止事業の促進（再掲）
工事施工中（H25）→ 完成（H29）
- ・ 穴吹川地区の直轄治山事業の促進（再掲） 工事施工中（H25）→ 完成（H27）



各ライフライン事業者における対策

- 電力会社においては、発電及び送電設備等の耐震化や津波対策等を推進する。
また、市町村や自衛隊との「災害時の相互協力に向けた協定」に基づき、早期復旧体制を構築する。
- ガス事業者においては、ガス工作物や施設の耐震化を推進するとともに、ブロック化による供給停止エリアの極小化を推進する。

- 中核ＳＳの維持・機能強化を図るとともに、工場や事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄の確保、自然エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入等を促進する。

金融機関の建物等の耐災害性の向上、ＢＣＰ策定等の促進

- 県内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やＢＣＰ策定・実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、引き続き取組を促進する。

被災企業に対する支援対策

- 被災企業に対する融資制度である「災害対策資金」について、発災時の被災企業への支援が円滑に行われるよう、制度の周知を図る。

５－５）食料等の安定供給の停滞

<要点>

国営総合農地防災事業の促進等により、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力を強化し、また、農業協同組合など関係団体のＢＣＰの策定・見直しを促進する。さらに、農業版ＢＣＰについては、早期の農地復旧と営農再開が可能となるよう、実地訓練等を行う。

農林水産業生産基盤等の災害対応力強化

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、漁港施設や基幹的水利施設等の整備・耐震化など農山漁村における防災対策を推進する。

- ・ 国営総合農地防災事業による基幹用水路の整備延長 ６６km（Ｈ２５）
→ ７３km（Ｈ３０）



各種ＢＣＰの策定・見直しの促進

- 被災後の農地の速やかな復旧と営農再開に向け策定した農業版ＢＣＰについては、実地訓練等を引き続き行うことにより、実効性の向上を図る。
- 大規模災害後も安定した食料等の供給を行うため、農業協同組合・漁業協同組合など関係団体が進めるＢＣＰの策定や必要に応じた見直しを促進する。

物流インフラの強化と農地の津波被害の軽減

○ 物流インフラの災害対応能力の強化に向けて、高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備を促進するとともに、緊急輸送道路等の耐震化や海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進する。さらに、農地の津波被害を軽減するため、海岸・河川堤防の地震・津波対策を推進する。

- ・ 四国横断自動車道（徳島ＪＣＴ～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部道路）の整備（再掲：省略）
- ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進（全５９箇所）（再掲） ８箇所（Ｈ２５）
→ ２１箇所（Ｈ３０）
- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化率（再掲） ７８％（Ｈ２５）→ ８６％（Ｈ３０）
 うち緊急輸送道路 ９４％（Ｈ２５）→ ９８％（Ｈ３０）
- ・ 緊急輸送道路の斜面对策の整備済箇所数（全５８３箇所）（再掲） １３８箇所（Ｈ２５）
→ １６３箇所（Ｈ３０）
- ・ 海上輸送拠点港（港湾）に必要な耐震強化岸壁（５バース）の整備（再掲）
 ４バース（Ｈ２５）→ ５バース（Ｈ２６）